

議会基本問題調査特別委員会（第10回）

日 時 平成28年12月9日（金）

10:28～11:11

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 なし

書 記 川上主任、岩崎事務局長

○坪倉委員長 皆さん先程までの中心地域整備に関する調査特別委員会お疲れ様でした。引き続き議会基本問題調査特別委員会を開会致したいと思います。本日の委員会では、先程行われました議会報告会並びに町民との意見交換会で、町民の皆さんからいただいた意見の対応等について協議をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。早速ですけれども、議会報告会並びに意見交換会につきましては多くの町民の皆さんに参加をいただきまして、議会の課題について色々な意見をお聞かせいただきまして本当にありがとうございました。また、今現在実施しておりますアンケート調査につきましても、300通を超えるアンケートが今返って来ております。年末までもう少し時間がありますので、町民の皆様には積極的なご回答をお願いを申し上げたいと思います。議会報告会並びに意見交換会の時に町民の皆様からいただいた意見につきましては、お手元の資料の9ページから12ページにかけて印刷がしてありますのでご覧をいただきたいと思いますが、その中で今回特にお願ひをしておりました定数の問題に関するものが41件、報酬や政務活動費等に関するものが7件、議員や議会の活動に対する意見が6件、その他2件という事で56件の意見をここにあげております。これらのことについて、本委員会としての対応、議会としての対応を今後協議をいただきたいと思います。その中で定数に関することについては今現在アンケートも調査中ですので、アンケートの集計が終わった段階で意見交換会でいただいた意見も含めて検討して参りたいと思いますので、それは1月以降の委員会で協議検討するということをご理解をいただきたいと思います。本日はその他の部分で報酬や政務活動費に関する事、議会や議員の活動に関する事等について皆様から意見を出していただいて集約をして参りたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。その他のとこ

ろが2件あると言いましたけれども、通し番号の41番「議員も後継者を作ってから辞めるぐらいの事を考えないといけない」という意見であります。このことは定数のこととは少し違うのかと思って分けておりますし、それから通し番号98番「参議院選挙の合区について」のことがありました。この件につきましてはその他という事で分類をしておりますが、参議院の合区の問題については現状確認と日南町議会として6月に国に対して衆参両院に対して発議をしておりますので、そういった自体を説明すればいいのかなと思っております。「議員も後継者を作ってから辞めるべき」という意見については、皆さん意見がありますか。私としては選挙というか議員の職というのはそういうものではなくて、被選挙権のある方は議員を目指して選挙に臨むという姿勢が大事であって、議員が或いは後援会が独自に後継者を作ったという話は適切でないと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　よろしいですか。そういうような形で文章については整理をさせていただきたいと思えます。報酬に関するところが、通し番号35番「現在の議員報酬はいくらか」ということがあります。ここについては現状を説明すればいいと思えますが会場での回答のところで23万1,000円と記載をされておりますが22万1,000円です。訂正をしておいていただきたいと思えます。39番「議員の魅力を感じられる議会でなければならない。そのためには、生活ができるだけの報酬が必要だ。政務調査費を出すのも一案である」という意見でありますし、同じ様なことになるのかもしれませんが、次の42番「町民は報酬を下げろとは言わない。頑張ってもらいたい」という事。それから58番「職業議員という考え方で報酬を増やす話をしてもいいのではないか」ということ。その下の59番「報酬を増やせばその分仕事をしていかないといけないという話も出てくると思うが、それはそれでいいと思う」という事で、少し意味が分りにくいんですけども、そういう意見です。次99番「議員報酬の政務活動費について掲載されていたようだが」という事については、現状確認をすればいいと思っております。最後ですけども、158番「日南町議会では政務活動費について、適正に使われているのか」という意見に対しては回答にもありますように「政務活動費はない」という回答でいきたいと思えますが、いわゆる報酬、政務活動費の事柄については一昨年議論し、西部地区の特別職等報酬審議会の諮問答申を得て、昨年から現在の報酬に変えておるといった実態を説明して行きたいと思えますが、その上で今後検討する事柄にな

るのか、当面これだという事でいくのか、その辺のことについては皆さんから意見をいただいて進めたいと思っております。昨年の4月から報酬を現在の報酬に幾らか引き上げてきたという経過、それから西部地区特別職等報酬審議会の流れ、近隣他町村との報酬の関係を比較を考えれば、当分の間今の状況でということであって、近々の報酬改定の議論は必要ないのではないかと私は考えますがいかがでしょうか。久代委員。

○久代委員　報酬審議会の開催は必要に応じてということですよ。それぞれの当該構成する市町村から要請があった時に開かれるということでしょうか。確認しておきたい。要するに定例化してあれば、今回公務員の場合人勧が出されるわけだけど。ただし、特別職の場合は報酬審議会しか公式の機関がないので、開催されるのはどういうスケジュールで開催されているのかということについてお聞きしておきたいと思っております。

○坪倉委員長　村上議長。

○村上委員　今の質問ですけれども、当該市町村から要請があれば開催をされると認識をしておりますので、要請がなければ何年間か開催されていないという実態だと思っております。先程坪倉委員長の方からありましたけれども、県内の東部、中部、西部で西部は報酬審議会がありました。東部はなかったんですけれども、東部も報酬審議会が若狭町あたりは単町で報酬審議会をするというような話もあるようでございましたので、東部が一番やや高く、中部はその次、西部が一番低いという状況は今も変わっていないと思っております。

○坪倉委員長　久代委員。

○久代委員　せっかく議長会というものが県であり、西部であり、日野郡もそれぞれ議長会という組織があるわけですから、やっぱりその中で報酬のことについても皆さんそれぞれの県内の情勢とかいうのを適宜推移を報告していただいて、我々も必要に応じてまた検討するということはあってもいいかなと思います。昨年決めたから、当分報酬のあり方については検討する必要がないということまでは必要ないかなというふうには私は思いますけどもね。必要に応じてやっぱり皆さんから、議長会なりから意見が出た場合には、その都度検討していく必要があると思います。

○坪倉委員長　村上委員。

○村上委員　この件につきましても、当初日南町議会としては県内の最高レベルで

ある智頭町に合わせようというスタンスでとりあえずお願いをした経緯はありますので、そこからすれば約1万8000円近く低いという具合に思っていますので、県内の同一レベルくらいをやっぱり県の議長会あたりの中ででもしていきたいなという思い程は思っていますけれども。やはり4年に1回の選挙をする。そして、もう少し若い人にどこの町村も平均年齢が高いようですので、まんざら生活給とまではいかないにしても、もう少しぐらいはやっぱり上げる必要性というのはあるのかなという具合には私は思っています。

○坪倉委員長　　他の皆さん意見ありませんでしょうか。古都副委員長。

○古都副委員長　　今の久代委員なり議長の発言に私もそれがいいじゃないかと思えます。それと併せて今村上議長が西部の議長会の会長をしておられるということである意味でのタイミングもありますので、もう少し研究して今のような方向に進めていただきたい。よく額だけの比較をしますけども、議会活動の内容は町村によって相当ばらつきがあるように聞いておりますし、私も感じておりますので、やはりそこら辺の評価はしっかりして、いいチャンスを使って整理しておきたいということです。この間したからということでもなしに常にこれは検討するべきではないかと私は考えております。

○坪倉委員長　　他にありませんか。近藤委員。

○近藤委員　　この給与については皆さん方のおっしゃられた意見で自分も準じておりますけど、会社に努められた方が昨日の陳情にありましたけど、福利厚生の方に関しまして、こうやって22万1,000円というのが町民の方には掲示されておりますけれども、実際の手取りというのは皆さんご存知の通り大変低いものでありまして、またそこから国民年金だったり保険をひかれたら本当に手取りは少ないわけですし、そういった意味においても福利の方ももっと充実させる必要があるのではないかという気しております。

○坪倉委員長　　他にありませんか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　　今近藤委員が言われましたように福利を充実させるという事になりますと、議員報酬という観点からどうしても報酬の額で福利も見えていかないとはいけないというふうに、それしかないんじゃないかなというふうに思います。なので余計にやはり報酬についての検討は、これからもどんどんしていくべきだというふうに思います。

○坪倉委員長　他にありませんか。今福利という話が出ていますけれども、これ単町でやれることがあるのかどうなのか。検討も必要なのかもしれませんが、先日全員協議会で議長から提案のあった厚生年金への議員の加入という事について、全国国の段階で今、全国議長会並びに総務省、厚生労働省あたりを巻き込んだ議論になっておるようでありますので、その辺は見守りたいと思いますし、それに実現に向けては意見書発議をするという具体的行動も取ることになっておりますので、それはそれで進めていけばいいのかなと思っておりますが。単町での福利厚生はどこまでできるのか、研究はしてみたいと思います。現実的にどういうことができるのか、また皆様からの提案もいただきたいと思っております。その報酬そのものについては、皆さんから普段の見直しが必要だという意見が多数ありましたので、現状を説明した上で必要に応じて見直しについて、検討するという形でいかせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　そういう形でまとめさせていただきたいと思っております。次に議員や議会の活動についての意見が6件ありました。通し番号11番「執行部からの提案に対する突っ込みが足りない。議論し合意を見いだす機能が十分でない。もっと議員間の討論をするべきだということ。普段から議員と町民と話をすることが大切である。議会傍聴にまた来たくなるような仕組みを検討いただきたい。傍聴者に意見を聞くのも良いではないか。或いは一般会議の開催もどうか」という意見があります。37番、報酬に関わるのかもしれませんが「報酬は限られていても出費を抑えることもすべき。香典出費の議会内部での調整等」という意見もあります。次43番「出勤日数を減らすことはできないのか」。次、44番も同じことであります。それから60番「働きながら町会議員というのができるものではないのでは」働きながら議員活動ができないのではないかという意見です。それから90番「現在の議員は役目を果たしているのか。議員の発言がないのは寂しい」という意見をいただいております。これらに対して、今言いました6件の意見はそれぞれ視点や着眼点が違うので、それぞれに回答をする必要があるのかなと思っております。37番の議員の出費を抑える事、それから43番、44番の「出勤日数を減らすことはできないのか」ちょっと内容は違うんですけど、これらあたりについて意見を出していただきたいと思っております。

○久代委員　議会の基本条例もあって、それに基づいて本町の議会の活性化を日々

努力しているわけで、確かに住民の皆さんからはこういう声もあるのも事実だけでも、引き続き議会の活性化に向けて努力していくというふうなことをやらないと、この出勤日数なんていう話は議会が自主的に決めて、自分らで審議するわけですから。住民の皆さんはどういう意味で出勤日数と言われるのかちょっとよくわからないのがあります。必要に応じて委員会、常任委員会、本会議もちろんですけども開くわけだから、それは住民の皆さんにむしろこれだけ出勤しているんですよという事実を自体を知ってもらえれば理解してもらえるんじゃないかなというふうには思いますけどね。

○坪倉委員長　久代委員が言われたような事も当然あるわけですけども、いただいた意見に対してできるだけ丁寧にやっぱり議会としてお答えをすべきだと思っています。その上で先程久代委員からありましたけども、多分福栄会場に出られた方の説明を少し聞きたいと思いますけども、報酬の関連で出たことかなと思います。

○古都副委員長　私も同席しておりまして、進行しておりましたので詳しく覚えておりませんが、兼職議員、家業を持ちながら勤めておることなので、出勤日数が多くなれば家業が出来ないという事で所得の事を言われたと思います。報酬との兼ね合いでの話の流れだったように記憶しておりますが。

○恵比奈委員　そうだったです。

○坪倉委員長　この出勤日数については、先程久代委員も触れられましたけれども、町民の付託に答えて議会に席を置く者としてはできる限り全体の奉仕者として町政に関わりをもつという事で、町民が求める議会活動を充実しようと思えば出勤日数はおのずと増えてくるという事で、その辺の理解を求める文書にしていきたいと思います。それから前段でありました37番については、議員個人の問題でありますので議会として取り上げるべき事柄ではないのかなと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長　あと11番が一番项目的にも多い。90番、この辺については議会のあり方、議員活動のあり方等について色々ご意見をいただいておりますので、意見をいただきたいと思いますが。議案に対する議論が少ないということ、それから議員間討議に繋がりますけども、議論をして合意を見いだすという形、町民と議員との話し合いが不足しておる。この辺のところについて努力すべき課題なのかなと。議会基本条例や会議規則はかなり整備をしてきましたけれども、さらにそれが充実するような活動が求められておるといふ事だと思います。11番の下にある2つについて傍聴者に意

見を聞く、或いは一般会議、この辺については制度を変えていく条例なり、規則を変えていくという事も必要になってくるわけでありませうけれども、その辺の運用についてはどうお考えでありますでしょうか。本会議で傍聴に来られた方から議長が意見を聞くというのは北海道福島町等の例もあります。傍聴者から意見を聞いてその後に議員間討議をして採決に臨むという形。一般会議は本会議とは別の日に開いて、町民の意見を吸い上げるというやり方なんですけれども、全く全国に例がないことはなく先進地もあるわけでその辺のこともさらに勉強する必要もあるのかもしれないし、そもそも議会の活動、議論のあり方についてどうしていくのかという議論、検討が必要だと思いますが。これについて何かありますでしょうか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　町民の皆さんの思いとしては、議会に傍聴に来たくなるように自分たちも意見を言いたいし、意見が言えるということであれば傍聴に積極的に出てくるし。例えば意見交換等が出た意見を十分にすぐに町政に反映してもらえらるなら出たいというようなニュアンスの発言が沢山あったように思います。そういうことも必要かもしれないけれども、私もそのまた反対でそういうふうに議員にならなくても自分の意見が堂々と公の会でどんどん言えたり、どんどん取り上げてもらえるようになるのであれば、議員になる必要はないという事も今立候補する人が少ないという現状を見た時にそういうことにも繋がるというふうに思います。そこら辺のことを両方をうまくクリアできるようないい制度とか、やり方とかを考えていきたいなというふうに思います。

○坪倉委員長　他に。古都副委員長。

○古都副委員長　この2件についてですけれども、なかなか先程委員長から話もありましたが、先進地もあるわけなんですけれども、基本的には議員の活動の範疇を充実すれば意向がわかるわけで、果たして議会活動としてこれを設けるのかというよりは、むしろ議員活動の方で吸い上げれば足り得ることだと思っております。特段そういう意見があちこち出るようであれば、今回の報告会なり意見交換会あたりでそういう意向がもっと出てくるんだろうと思いますが、非常に失礼な言い方ですけどイレギュラーだと思うので我々とすれば議員活動が充実されれば当分やれるんじゃないかと私は考えております。当然中には政治活動、いわゆる政治団体登録された方もあるわけで、そういった場所でもいろんな意見を拾えるわけでありませうので、そこまでする必要はないんじゃないかと私は考えております。

○坪倉委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 政治団体に登録された人もあるということですが、議会報告会での意見にもありましたように、議員は自分を支持してくれた人達に囲まれて、その人達の意見だけを聞いてはいけないというようなことも言われたと思います。やはり町民は、議会に対してものを言いたい、自分の意見を言いたい、取り上げて欲しい、それを町民の皆さんにも分かってほしいという潜在的な欲求があるというふうに思いますが、それを今までと同じ様に各々の議員活動の中で町民の意見は拾うべきであるし、それはもちろんそうなんですけれども、拾うべきでそれで拾っているからそれで十分だという今までと同じ様な考えではやはり魅力のある議会にはならないと思いますし、議員になりたいと思う人も出てこないと思いますので、ここで私は根底から考え方をゼロにして、議会のあり方とか、意見に出てましたけど出勤日数をどうこうすることはできないかというような意見の中にも、そういう思いがあるというふうに思っていますので、もう一度今までの既成概念を取り払って検討していくことが必要だというふうに思います。

○坪倉委員長 他にありませんか。近藤委員。

○近藤委員 傍聴者に意見を聞く、今恵比奈委員が言われましたけど、自分は想定できない既成概念にがんじがらめになっておる状態ですので、そういうことが想定できないし、懸念するのが傍聴者に意見を聞くというのが少数意見を持った方が傍聴者になれる可能性があって、それが果たして議会の方で反映させていいものなのかどうかということ。そういう意見があるということは、日常的に議員活動のうちで掌握すべきことであって、傍聴者に意見を聞くというのには違和感を感じております。それと上の段にあります、議会に来たくなるような仕組みを検討していただきたいということが書いてありますけど、自分では想像ができない。どういう形でそういった仕組みができるのかという事、そういうことは意見として色々聞いてみたいという気がしております。

○坪倉委員長 これについては議会に来たくなるようなというのは、傍聴に来たくなるようなという意味だったと思います。そこに仕組みという表現が印刷されておるのでちょっと分りにくいんですけども、傍聴に来たくなるような取り組みについてということだろうと思いますが、なかなか制度仕組みとして作るというのは難しいのだと思います。議会の魅力を議論を活発化すること以外にないのかなと思います。議



会基本条例でも定めておりますけれども、できるだけ議会として町民の意見を聞く機会を設けること、そして特に専門的な知見については本会議での参考人制度も含めて専門的な知見を取り込むというようなことも定めてありまして、その辺のところの活動はさらに活性化、活発化させていく必要があるだろうと思っております。傍聴者の発言というのも先程言いましたように、現在12人の議員で全く着眼できない、視点の角度が全く気づいていないというようなところが仮にあったとすれば、それは我々では気が付かないわけですので、傍聴者から何らかの指摘があることが想定されます。あくまでも議決に際しては、議員の職にある者だけしかできませんので、例えば傍聴者から意見があった時にそれを踏まえて議員間討議としてより良い政策に作り上げていく。議論し合意をただ単に反対とか賛成とかいうことではなく、より良い政策に作り上げていく討議なり合意ができる議会がいいではないかという意見ですよね。そこから辺りの仕組みについては、一朝一夕に進められるものではないと思いますので、議会基本条例の趣旨を生かす、或いはまた改正も含めたより活発な議会活動議員活動に向けて、鋭意努力をしていく模索をしていくことでいきたいと。大西委員。

○大西委員　11番の日野上の時でしたので私も居たんですけど、ここでものすごく興味のある言葉は町民が議会に来たくなるような仕組みを検討していただきたいという事で、お話しいただいた方は本当に生の議会に行ったら迫力というんですか、家ではテレビで見れますけれども一度来た方がテレビで見るよりもいいですよという意見もございました。日南町の老人クラブの方では、社会福祉協議会を中心に議会傍聴に行きましよう、なおかつ交通費は出しますよという取り組みをされています。だからこのような形の何か仕組みですね、もっと皆さんにアピールして老人クラブはそういったアピールはしていましたけれども、全体でもし時間があれば議会傍聴も先程言われた「大変迫力があっていいよ」とか言う事を意見されていまして、それも皆さんに教えてあげた方がいいんじゃないかなと思って発言しました。以上です。

○坪倉委員長　久代委員。

○久代委員　私も政策を執行部から提案された議案、例えば今回の補正予算でも、森林組合が事業主体で1億以上の事業がありましたよね。あれなんかでも本当は常任委員会か全体で事業主体者である森林組合の経営者或いは理事者、それから木材団地に関わる人達、選木機を導入する事等、そういうことについて政策的にどうなのかということを議論する、時間的余裕が実際にはもないわけで、執行部が提案しようとする

る時にはやっぱりその事業者事業主体者等の意見を議論仕合うと。そういう事もちょっと思いましたので、それが議会を活性化する一つの方策にもなるんじゃないかなという気はしております。これとは若干ずれるかもしれませんが。

○坪倉委員長 他にありませんか。山本委員。

○山本委員 私は会場での回答ということで良いのではないかなと思いますが、中段の参考人への質疑については議員の勉強不足の感が否めないというところは、僕も会場におったんですけれどもこの前後の文章の流れから離れておって違和感があるんですけれども。どうでしょうか。

○坪倉委員長 これは私としては勉強不足で質疑をしなかったわけではないと私は思っていますけれども。常任委員会に請願者として来ていただいて意見を伺いました。その時に議員からの質問がなかったということ指摘をされておることです。現場で勉強不足の感が否めない発言が議員の中からあったということで書いてあるわけなんですけれども、それはそうじゃないというふうに回答は載せない方向で検討したいと思います。できるだけ皆さんの意見を聞きたいと思って、久代委員からも発言があったことにも関わるんですけれども、議会基本条例なり会議規則に定めたことをもっと活用する姿勢、さらには議会の議論が活性化するような取り組みを今後も模索をしていくという大筋の流れで行きたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 後の定数の問題につきましては、最初に言いましたようにアンケート調査の状況を見ながら改めて議論をしたいと思います。その他について皆さんから何かありますでしょうか。ないようでしたら、1月中旬頃を目処にアンケートの結果をまとめてまた皆様にお集まりをいただく機会を持ちたいと思いますのでよろしくお願いします。本日の委員会はこれで終了いたします。ご協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長